**第29条　政治的・公的活動への参加の指標例**（JD仮訳）

政治的・公的活動に参加する権利

**特質**

・　普遍的で平等な参政権

・　被選挙権、議員活動、公的な役割の遂行

・　結社の自由、および公的活動と公務遂行への参加

**構造指標**

**29.1** あらゆるレベルの政府とその省庁・部局において、他の人と平等に障害のある人を受け入れ、障害のある人が投票し、選挙に立候補し、効果的に公職に就き、すべての公務を遂行する権利を保障する政治制度と選挙制度に関する法制**[[1]](#endnote-1)**。

**29.2** 障害のある人が投票し、選挙に立候補し、公職に就き、すべての公務を遂行する権利を制限する憲法、法律、規則の規定がないこと**[[2]](#endnote-2)**。

**29.3** 投票手続き、投票環境、施設と設備、およびすべての公共の建物を対象とするアクセシビリティ基準が確立され、適用されていること**[[3]](#endnote-3)**。

**29.4** 次のデータを収集する法的義務：選挙登録した障害のある人の数と割合、投票権を行使した障害のある人の数と割合、障害のある人の選挙に関する苦情、公職に就いて公務を遂行している障害のある人の数と割合。

**29.5** 投票における手続き、環境、施設と設備、苦情処理の仕組みへのアクセシビリティ、および選挙人登録、選挙人教育、投票所職員の募集と訓練をインクルーシブなものとして実施するための、選挙管理機関による国家計画の採択**[[4]](#endnote-4)**。

**29.6** 障害のある人が無記名投票で自ら投票する権利、自ら選択した人から、自由な意思表明を全面的に尊重される援助を受ける権利、およびすべての投票プロセスにおいて合理的配慮を提供する義務を確保するために制定された法律および規則**[[5]](#endnote-5)**。

**29.7** 次のことを促進するための具体的な措置の採用。

- 政党の活動および運営への障害のある人の参加

- 障害のある人の選挙への立候補

- 障害のある候補者の当選

- 障害のある人による公職および公共サービス上の地位の保持**[[6]](#endnote-6)**

**29.8** 障害のある候補者が他の人と平等に選挙に立候補し、効果的に役職に就くための資格と支援策を確保するための法的規定があること。

**29.9** 障害のある人を含めた結社の自由への権利を確保するために制定された法制。特に脅迫、嫌がらせ、報復からの保護(反対意見を表明する際など)を含め、障害のある人の組織の発展を促すことにより、障害のある人の結社の自由を確保する法制。(1/4.10に同じ)

**29.10** 障害のある人を含めた市民参加(public participation)について制定された法律**[[7]](#endnote-7)**。

**29.11** 障害を理由に結社の自由の権利を制限する憲法、法律または規則の規定がないこと**[[8]](#endnote-8)**。

**29.12** 障害のある人が、投票する権利、選挙で選ばれる権利、公職に就く権利、公務を遂行する権利、結社の自由の権利、公的活動や政治活動に参加する権利を推進し、その行使を確実なものとするために特別に指定された支出にマーカーを設定する法的義務。

**プロセス指標**

**29.13** 投票する権利、選挙に受かる権利、公職に就く権利、すべての公務を遂行する権利、および結社の自由、公的活動および公務遂行への参加の自由を行使することにより、すべての障害のある人の政治的および公的参加を促進する意識向上キャンペーンおよび活動。

**29.14**公職に就くことや公務を遂行することへの障害のある人のインクルージョンを促進するために、政党（とくにあらゆる種類の障害のある候補者を擁立するために）や、国民全体(とくに候補者に対する障害に基づく固定観念や偏見**[[9]](#endnote-9)**と闘うために)を対象とした、障害のある人の投票権、選挙に当選する権利、公職に就く権利、公務を遂行する権利に関する意識向上施策があること。

**29.15** 選挙のアクセシビリティを確保し、障害のある人が投票権を行使し、選挙で選ばれ、公職に就き、公務を遂行するための合理的配慮と支援策を提供するための予算。

**29.16** 選挙権、被選挙権、公職就任、公務遂行に関連した法律、規則、政策、事業の設計、実施、監視に、障害のある人が代表する組織を通じての関与を含めて積極的に関与することを確保するために実施された協議プロセス**[[10]](#endnote-10)**。

**29.17** 選挙人名簿に有権者登録されている障害のある人の数と割合。性別、年齢、障害および選挙の管轄レベル別に集計。

**29.18** 障害のある人の投票権の行使について研修を受け、特にアクセシビリティ、有権者が選択した人による支援を受ける権利、合理的配慮を提供する義務など、投票関連情報を提供された、選挙業務を行う人（公務員、投票所職員、選挙監視員、および市民）の数と割合。

**29.19** 障害のある人がアクセスできる投票所の割合。

**29.20** 投票権を行使するために、アクセシビリティの面での支援(有権者が選択した人または選挙管理者による)を受けた障害のある人の数、および／またはあらゆる種類の合理的配慮を提供された障害のある人の数。

**29.21** 障害のある人が選挙に立候補して公職に就くため、また、他の人と平等に公務を遂行するために提供されたアクセシビリティ関連の措置や支援措置等の数。

**29.22** 選挙手続中に選挙管理機関の一員として、オブザーバーとして、またその他の役割で公務を遂行している障害のある人の数。性別、年齢、障害、役割別に集計。

**29.23** シンプルで、柔軟性があり、迅速で、アクセシブルで、負担とならない（または手頃な価格の）、かつ／または無料の市民団体（例：協会、財団など）の登録制度を確保するための規則と措置**[[11]](#endnote-11)**。(1/4.15に同じ)

**29.24** 政策決定のあらゆる段階および政治的・公的活動に参加する能力を強化するために、障害者団体に提供された研修活動。

**29.25** 市民団体を支援するためのすべての予算のうち、公的政策決定プロセスへの参加能力を強化するために、障害者団体に割り当てられた財政支援の割合**[[12]](#endnote-12)**。

**29.26** 障害のある人の政治的・公的活動への参加の権利に関する苦情で受理されたもののうち、調査および裁定を受けたものの割合、そのうち苦情を訴えた者に有利に裁定された割合、および後者のうち政府が遵守した裁定の割合**[[13]](#endnote-13)**。苦情解決の制度の種類別に集計。

**成果指標**

**29.27** 投票率。性別、年齢、障害、および国政選挙、地方選挙、地域選挙の選挙区別に集計**[[14]](#endnote-14)**。

**29.28** 選挙手続中に苦情を提出し、投票権を行使するための救済措置を受けた障害のある有権者の数と割合**[[15]](#endnote-15)**。性別、年齢、障害、および選挙区別に集計。

**29.29** 人口中の障害のある人の割合と比較した、すべての政府レベルにおける障害のある立候補者の割合。性別、年齢、障害、選挙区別に集計（SDG指標16.7.1に基づく）。

**29.30** 公的機関（国および地方議会、公共サービス、司法）におけるポストの割合（性別、年齢、障害者、人口グループ別）を、全国分布と比較（SDG指標16.7.1に基づく）。

**29.31** 障害のある人の組織の数**[[16]](#endnote-16)**。組織の種類、構成員の種類、会員数、登録状況別に集計。

**29.32** 国の政策決定過程が包摂的であり、かつ応答性を持つと考える人の割合（性別、年齢別、障害者及び人口グループ別）（SDG指標16.7.2）（1/4.31に同じ）。

**付属資料**

（翻訳：佐藤久夫、藤原早織）

1. 選挙法制には、選挙権、選挙への立候補、選挙の設計・手続き・監視に関する法律が含まれる。これは以下を含むべきである。

- 機能障害を理由とした差別の禁止（合理的配慮の否定を含む）。

- 必要とされるすべてのアクセシビリティ機能（建築環境、情報・通信）の提供。

- 公務を遂行するための人的支援（手話言語通訳、パーソナルアシスタンスなど）を含む支援措置を受ける権利。

- 投票権、被選挙権、役職を保持する権利を行使するための不服申し立ての仕組み（選挙中および選挙後に利用できる）が存在すること。 [↑](#endnote-ref-1)
2. これには、投票権、被選挙権、公職に就く権利、公務を遂行する権利の、次のような法律上または実務上の否定または制限が含まれる。

**- 現在、**（CRPD第12条に反して）法的能力を奪われている人々に対するもの。

- 機能障害に基づく直接的または間接的な差別に当たるもの（例えば、有権者登録からの除外、または議員就任からの除外を含む法的規定。「心神喪失と宣言された」者、「心神喪失」、「狂気」、「無能力」とみなされた者、または身体的または精神的な「不適格」を理由とする除外、または公用語を書く・読む・話す能力に関連した除外、または投票手続きへのアクセスの欠如または投票所へのアクセスの拒否）。

- 障害のある人に対する間接的な差別に相当するもの（例えば、投票する「能力」の個別的な評価に基づく除外、または署名や指紋など個人識別／認証の厳格な要件に基づく除外など）。

- 精神医療の場で自由を奪われた者（CRPD第14条および19条に違反している）を含め、現在、短期・長期を問わず施設に収容されている障害のある人に対するもの。

- 障害のある人の投票権を直接または間接的に制限し得る登録手続または要件。 [↑](#endnote-ref-2)
3. 第9条（アクセシビリティ）の指標も参照のこと。 [↑](#endnote-ref-3)
4. これには、最低限、以下の項目が含まれるべきである。

- 候補者の公約や演説、投票場所、投票、資料、指示、選挙担当者とのコミュニケーション（例：手話言語通訳）など、政治運動に関連する情報のアクセシビリティ。

- ユニバーサルデザインの原則の尊重と実施。

- 情報やコミュニケーションのアクセシビリティを確保するための様式が利用できること。点字、手話言語、字幕、触覚コミュニケーション、わかりやすい版と平易な言葉の様式、絵文字、およびICTを含むその他の代替・補完的なコミュニケーション様式。

- 障害者の更なるアクセシビリティニーズの検討。

- 選挙管理機関における障害のある人に関する連絡先の選任。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 有権者が自ら選択した者によって支援される可能性を確保することは、投票手続き、投票環境、施設と設備のアクセシビリティを確保する義務の実施および遵守を代替したり、先送りしたり、弱体化させたりするものと解釈されるべきではない。 [↑](#endnote-ref-5)
6. これには、例えば次のようなものが含まれる。

- 政治的・公的活動での障害のある人の貢献に関する意識啓発およびその他の促進措置。

- メディアへのアクセスの優遇や、メディアが障害のある候補者を取り上げるためのインセンティブなど、選挙運動の機会に役立つ措置。

- 政党や政党連合の候補者リストへの障害のある人の枠の義務的な割り当て、障害のある候補者やそれを含む政党の候補者リストへの優遇的な国の資金提供。

- 国会での障害のある人のための指定議席の確保。

- 公共部門における障害のある公務員枠の義務的な割り当て。

これらの措置はすべて、障害のある人の多様な構成員（特に最も排除されているグループ）に平等に利益をもたらすよう監視され、男女平等を確認すべきである。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 市民参加の法律は、政策決定プロセスに市民を参加させる仕組みに関するものであり、特に、以下を規定することができる。

- 政策決定の際には、影響を受ける人々と協議し、彼らの意見を考慮に入れることを政府職員に要求する。

- 立法や公共政策に反映させるために、地域社会からの取り組みを促進する。

- 公的なプロセスでの意見を提供できるよう、手続きの透明性を確保し、情報へのタイムリーなアクセス権を規定する。 [↑](#endnote-ref-7)
8. これには、法や慣行が結社の自由の権利を否定も制限もしないことが含まれる。

- **現在**、（CRPD第12条に反して）法的能力を奪われている者に対して。

- 機能障害（例：「心神喪失」、「狂気」、「無能力」など）を理由として。

- 精神医療の場で自由を奪われた者（CRPD第14条および19条に違反している）を含め、現在、短期・長期を問わず施設に収容されている障害のある人に対して。

- 障害のある人の結社の自由の権利を直接または間接的に制限する可能性のある団体登録手続または要件を通じて。 [↑](#endnote-ref-8)
9. これは、実際の障害またはあると思われた障害に基づくもので、すべての候補者、特に障害が公表されている候補者、例えば、障害が公表されている心理社会的障害のある候補者にあてはまる。 [↑](#endnote-ref-9)
10. この指標は、CRPD第4条3およびCRPD委員会の一般的意見7号に沿って、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関連する政策決定プロセスに障害のある人を関与させるために、公的機関が行った具体的な活動(協議の会合、技術的説明会、オンライン意見調査、法案や政策案への意見募集、その他の参加方法と仕組みなど)を検証することを要求している。この点において、国は以下のことを行わなければならない。

- 協議プロセスを透明でアクセスしやすくする。

- 適切でアクセス可能な情報を提供する。

- 障害者団体の自由な意見の表明に対し、情報を保留したり、条件づけや妨害をしない。

- 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める。

- 早期かつ継続的な参加を確保する。

- 参加者の関連費用を負担する。 [↑](#endnote-ref-10)
11. A/HRC/31/62、40項、A/70/266、26項を参照。(訳注　前者は障害者の権利に関する特別報告者の2016年の人権理事会への報告、後者は平和的な集会と結社の自由の権利に関する特別報告者の2015年の国連総会への報告。) [↑](#endnote-ref-11)
12. 障害者団体への資金提供は、以下のようにすべきである。

- 第三者の仲介を避ける。

- 主に障害のある人の権利擁護に焦点を当てた障害者団体に資源を優先的に配分する。

- 障害のある女性の団体、障害のある子どもや若者の団体に特定の資金を配分する。

- 公式または非公式なネットワークや集団、特に知的障害のある人のセルフヘルプ団体が含まれるべきである。これらの組織は、組織メンバーの法的能力の制限や拒否、あるいは登録のための資金が不足しているために、法的地位や登録が妨げられている場合であっても、資金を利用できるようにすべきである。

- 障害者団体の間で資金を平等に分配する。

- プロジェクトベースの助成に限定せず、持続可能な中核的な運営費助成も含める。

- 受けた助成金とは関係なく、障害者団体が権利擁護活動の課題を決定する際の自主性を尊重し、確保する。

- アクセシブルな様式での資金助成申請手続きを採用する。 [↑](#endnote-ref-12)
13. 選挙権に関連して、苦情はさらに以下のように分類される。

- 手続き機関：a)選挙管理機関（EMB）を含む行政機関、b)国家人権機関および／または平等機関、c)司法。

- 内容関連：a)有権者登録および投票資格、b)アクセシビリティおよび投票権の効果的な行使に影響を与えるその他の問題。

- 選挙期間の前、後、または選挙期間中に提出されたもの（例：障害のある人が投票しようとした場合、アクセシビリティや支援の欠如を争うケース）。 [↑](#endnote-ref-13)
14. 投票方法を特定することも重要な場合がある（例：投票所での直接投票、電子投票、郵送投票、代理人による投票など）。 [↑](#endnote-ref-14)
15. 該当する場合には、この指標には、国内および国際的な観察グループが障害のある人のアクセスおよび参加に関して行った勧告の数、および選挙プロセス中に勧告が遵守された割合も含めることができる。 [↑](#endnote-ref-15)
16. この指標の解釈には慎重な分析が必要である。組織の数の増減は、様々な進展を反映している可能性がある。例えば、組織がなかった地域に新しい組織が生まれたり、大規模な組織が分裂したりすることもある。また、組織の総会員数も考慮することが重要である。 [↑](#endnote-ref-16)